

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和4年5月24日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	3件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2100535 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (厚) 第 2200011 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における令和元年 8 月 30 日の標準賞与額を 8 万 5,000 円に訂正することが必要である。

令和元年 8 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年 8 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年 8 月 30 日

請求期間について、A 社から賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録がない。賞与明細書を提出するので、請求期間の賞与を記録してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳並びに A 社の事業主から提出された賃金台帳によると、請求者は、同社から標準賞与額 8 万 5,000 円に相当する賞与 (8 万 5,500 円) の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料 (7,777 円) を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る令和元年 8 月 30 日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和元年 8 月 30 日に係る厚生年金保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100493 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200004 号

## 第 1 結論

昭和 56 年\*月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 36 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 56 年\*月から昭和 57 年 3 月まで

請求期間当時、私は短大生であったが、父親は、「年金はきちんとかけておいた方がよい。」といつも言っており、家族全員の年金管理も行っていた。短大卒業後に就職した会社からは、保険料を納めたことがわかる証明を求められたので領収書を提出した記憶もある。加入手続のことや保険料の納付について具体的なことは聞いていないが、納付記録がないのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、短大卒業後、就職した会社に、保険料を納めた領収書を提出した記憶があるとしている上、「今から 10 年位前に突然、父から私の名前の年金手帳をもらいました。年金手帳が 2 冊になりました。」「1 冊目は私の管理が悪く紛失しました。」とし、記憶は定かではないが、父からもらった年金手帳は、少し汚れたオレンジ色であり、ページの一番上の欄に、国民年金の記号番号が書かれていた記憶もあったとして年金記録の訂正を求めている。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は既に亡くなっていることから、請求者の加入手続及び請求期間の保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金加入手続については、会社を退職後しばらくした昭和 60 年 8 月頃に、初めて被保険者の資格を取得する事務処理が行われており、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に請求者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 59 年 11 月 25 日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたも

のとみられる。このため、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、父親は、請求期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求者は、請求期間当時は学生であった旨陳述していることから、請求期間においては国民年金の任意加入対象者に該当していたところ、任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできない。

加えて、日本年金機構は、請求者が記憶している年金手帳について、昭和 49 年 10 月までに国民年金の被保険者資格手続を行った方に発行されたものであり、今回の請求期間に係る加入手続を遅滞なく行ったとしても昭和 56 年\*月（20 歳到達）以降となるため、請求者に対して、当該年金手帳が発行されることはない旨回答している。

このほか、A 市が管理する国民年金被保険者記録票によると、請求者に係る被保険者資格については、オンライン記録と同様、強制加入被保険者として昭和 59 年 11 月 25 日に資格を取得している上、父親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100494 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200005 号

## 第 1 結論

昭和 59 年 8 月から昭和 60 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和 37 年生  
住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和 59 年 8 月から昭和 60 年 6 月まで

私は、両親から「年金を納めることは大事だし、働く大人の義務」とずっと聞かされていたため、国民年金についても、加入することや保険料を納付することに抵抗はなく、請求期間が空白期間とされるようなことはなかったと思う。

請求期間の保険料については、体調を崩し会社を退職したこともあり、同居していた両親が納付してくれていたと思うので、請求期間について、保険料を納付した期間に訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者の国民年金については、国民年金受付処理簿によると、国民年金手帳記号番号が昭和 57 年 5 月頃に払い出されていることから、この頃に請求者に係る国民年金の加入手続が行われ、同年 4 月 12 日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。その後、請求者は、昭和 59 年 3 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことにより国民年金被保険者資格を喪失しており、請求期間は年金制度に未加入とされているところ、請求者は、請求期間の保険料を両親が納付してくれたと思う旨主張して、本訂正請求を行っている。

請求者は、国民年金加入期間において未納はなく、請求期間に係る国民年金の手続及び保険料納付を行ってくれたとする両親のうち、母親については、昭和 45 年 1 月に任意加入被保険者として国民年金に加入し、厚生年金保険被保険者資格を喪失後も国民年金の加入手続を行い、保険料は全て納付済みとされていることから、両親の年金制度に関する意識は高かったことがうかがわれる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金の手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする両親は、既に亡くなっており、当時の状況を確認することはできないことから、請求期間に係る国民年金の手続及び保

険料納付状況についての詳細は不明である。

また、請求期間については、上述のとおり、年金制度に未加入とされているところ、請求者が居住していたA市による、請求期間当時に作成されていた国民年金被保険者名簿によると、請求者が昭和59年3月16日に国民年金被保険者資格を喪失した後において、国民年金の被保険者とされた記録は確認できないほか、請求者から提出された年金手帳においても、請求期間に係る国民年金の手続が行われた形跡は見当たらないことから、請求期間について、国民年金の手続が再度行われ、保険料が納付されたと推認することは困難である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、請求者の氏名に関して誤りが生ずる可能性のある読み方等を考慮して、再度、確認を実施しても、請求者に対しては、上述の国民年金手帳記号番号以外に別の手帳記号番号が払い出された形跡は確認できない。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 2100542 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 2200006 号

## 第 1 結論

昭和 57 年\*月から昭和 58 年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日：昭和 37 年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 57 年\*月から昭和 58 年 2 月まで

私は、昭和 57 年に 20 歳になったが、請求期間当時は、A 町（現在は、B 市）に住んでおり、近所に住む役場の職員が自宅に来て、国民年金への加入は義務だからと強く勧められていた。このため、加入手続を行ったが、いつ頃、どこで行ったとか、請求期間の保険料の納付についても、昔の事であり、金額等詳しいことまでは覚えていないが、自身で同町役場の窓口又は自宅に来る婦人会の集金人に納付したはずなので、未納はなかったと思う。その後、現在居住している C 市役所に行った際にも、年金の窓口で、今までに未納はないと言われたことを確かに覚えているので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間は\*か月と短期間である上、請求者は、厚生年金保険被保険者資格を喪失する都度、国民年金の加入手続を行い、国民年金加入期間において保険料の未納はない。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 6 月頃に払い出されており、請求者に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の加入手続は、この頃に初めて行われ、その際に、請求者が直近の厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和 62 年 5 月 24 日に国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、請求者は、請求期間において、国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、i) 請求期間について、請求者は、20 歳になった頃、役場の職員から国民年金の加入を勧められたとするのみで、具体的な加入手続についての陳述まで

は得られず、保険料の納付方法、納付金額についての記憶もないとしていること、  
ii) B市は、請求者の請求期間に係る国民年金の記録はない旨回答していること、  
iii) 請求者が請求期間後に居住したC市の国民年金被保険者名簿によると、オンライン記録と同様、初めて被保険者資格を取得した日は昭和62年5月24日とされており、請求期間において国民年金に加入していた形跡は見当たらないことを踏まえると、請求者が請求期間に係る加入手続を行い、保険料を納付したと推認する事情は見いだせない。

さらに、請求者は、C市役所の窓口で国民年金の保険料について、今までに未納はないとの説明を受けたと陳述しているが、C市は当時の対応記録がないため不明と回答している。

加えて、請求者の主張に沿って請求期間の保険料を納付するためには、上述の昭和62年6月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外の手帳記号番号が払い出されていなければならないが、戸籍及びその附票によると、請求者の氏名、生年月日及び住所地については、請求期間の始期である20歳から昭和62年6月頃までの期間には変更、訂正等は確認できないことから、請求期間において既に手帳記号番号が払い出されていたにもかかわらず、昭和62年6月頃に別の手帳記号番号が新たに払い出される可能性は低いものと考えられる。

このほか、請求者が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100500号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2200012号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和51年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年1月18日から同年8月18日まで

② 平成18年5月1日から同年6月30日まで

③ 平成14年3月から同年10月まで

私は、請求期間①のうち3か月程度、A社においてイベントの設営を行っていた。

請求期間②については、C社において正社員として商品の配達を行っていた。

請求期間③のうち1か月から3か月程度、D社が経営するE事業所において物品の回収などを行っていた。

しかし、いずれの期間も厚生年金保険の被保険者記録がないので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者のA社における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、B社は、請求者に係る資料を保管しておらず、請求者のA社における勤務及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

また、B社の事務担当者は、当時、A社では、入社後3か月の見習い期間を設けており、入社時に、当該期間は社会保険に加入しないことを伝えていた旨陳述している。

さらに、請求者は、A社の給与は現金支給であった可能性がある旨陳述しているところ、課税庁は、当時の課税資料を保管していない上、請求者は、給与明細

書等の資料を所持していないことから、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、請求者は、A社への入社及び退職が同時期であった同僚がいる旨陳述しているものの、同社の厚生年金保険被保険者の中に請求期間①において被保険者資格を取得及び喪失している者は確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②について、雇用保険の記録によると、請求者のC社における被保険者資格取得日は平成18年5月16日、離職日は平成18年6月15日であることが確認できることから、請求者が当該期間の一部において同社に在籍していたことは認められる。

しかしながら、C社は、請求者について、平成18年5月16日に入社した記録は確認できるものの、その後の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料を保管しておらず、不明である旨回答している。

また、請求者が給与の振込先であった可能性があるとする複数の金融機関及び課税庁は、当時の預金取引履歴又は課税資料を保管していない上、請求者は給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者のC社における厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、複数の同僚に照会したものの、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

請求期間③について、請求者のD社における雇用保険の被保険者記録は確認できない。

また、D社は既に解散しており、当時の事業主及び清算人は、同社の資料を保管しておらず、当該事業主は、請求者の同社における勤務及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答している。

さらに、請求者が給与の振込先であった可能性があるとする複数の金融機関及び課税庁は、当時の預金取引履歴又は課税資料を保管していない上、請求者は給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者のD社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、複数の同僚に照会したものの、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがえる回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除に

ついて確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100537号

厚生局事案番号 : 東海北陸(脱)第2200001号

## 第1 結論

昭和32年2月18日から昭和36年2月1日までの請求期間及び昭和37年10月1日から昭和44年10月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和32年2月18日から昭和36年2月1日まで  
② 昭和37年10月1日から昭和44年10月1日まで

請求期間について、脱退手当金をもらった記憶はないので、年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正が認められなかった。

しかし、私は、脱退手当金の裁定請求書を届け出たことはないし、仮に脱退手当金を受け取っていたとしても、それが脱退手当金であることは知らず、事務上の手続で裁定請求書を書いたのだと思うので、何も知らず受け取った私に責任はない。

新たな事情や新たな資料はないが、請求期間を年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間①については、i) 請求者が勤務していたA社の厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)に記載されている女性のうち、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日である昭和36年2月1日の前後3年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たした64人の支給記録を確認したところ、40人に脱退手当金の支給記録があり、そのうち36人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、複数の同僚は会社が脱退手当金の請求手続を行った旨回答していることを踏まえると、当該事業所では脱退手当金の代理請求が行われていたと考えられ、請求者についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 上述の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表

示が確認できる上、請求期間①に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日から約2か月後の昭和36年4月4日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、iii) 請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに請求期間①について脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと、請求期間②については、i) B社に係る脱退手当金は請求者にとって2回目の支給記録であるところ、請求期間②に係る厚生年金保険の記号番号は請求期間①と異なる記号番号で払出されており、同社に係る請求者の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できる上、請求期間②に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りはなく、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日である昭和44年10月1日から約2か月後の昭和44年12月12日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはないこと、ii) 請求者から聴取しても受給した記憶がないというほかに請求期間②について脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことから、既に平成29年2月10日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間について、脱退手当金の裁定請求書を届け出たことはないし、仮に脱退手当金を受け取っていたとしても、それが脱退手当金であることは知らず、事務上の手続で裁定請求書を書いたのだと思うので、何も知らず受け取った私に責任はない旨主張し、再度、訂正請求を行っているものである。

しかしながら、請求者からは新たな資料の提出もなく、請求者の主張のみでは、上述の決定を変更すべき新たな事情とは認めることはできない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。